

# 京都「おやじの会」連絡会 規約

## (目 的)

第1条 京都「おやじの会」連絡会（以下「連絡会」という。）は、「おやじの会」事業の趣旨に基づいて運営されている京都市立学校・幼稚園のおやじの会（以下「おやじの会」という。）が全市のネットワークを構築し、相互に連携する中で、父親の子育て参加を促すとともに、地域の子どもは地域で育てる土壌づくりを推進することを目的とする。

## (活 動)

第2条 連絡会は以下の活動を行う。

- (1) おやじの会同士の情報交換の支援
- (2) おやじの会への情報の提供
- (3) おやじの会の活動の支援
- (4) おやじの会の理解促進のための広報活動

## (構 成)

第3条 連絡会はおやじの会の会員で構成する。  
但し、準会員についてはその限りではない。

## (会 員)

第4条 会員は、以下の者（準会員を含む）で構成する。

- (1) 正会員
  - (2) 準会員
- 2 正会員は、会議が参加可能な者で、会長の委嘱を受け、学校・幼稚園及びおやじの会との連絡調整等、会務を行う。
  - 3 正会員は、年間に開催する会議の半数以上参加するように努める。
  - 4 準会員は、会議は不参加ではあるが、会長の委嘱を受け、連絡会が執り行う行事への参加・協力を行う。

## (役 員)

第5条 連絡会は、以下の役員を置く。

- (1) 会 長（1名）
  - (2) 副会長（若干名）
- 2 会長及び副会長は、正会員の互選により定める。
  - 3 役員任期は1年とし、原則、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。ただし、再任は妨げない。
  - 4 会長は、連絡会を代表し、会務を総理する。
  - 5 副会長は、会長を補佐する。
  - 6 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理する。

## (議 決)

第6条 会議の議決は、過半数の同意により決する。ただし、可否同数の場合は、会長が決するものとする。

- 2 複数の連絡会会員が同一のおやじの会に属する場合は、そのうち1名が議決権を行使できるものとする。
- 3 議決権を有する会員が欠席した場合は、会長に委任するものとする。
- 4 準会員は、議決権を有しないものとする。

## (顧 問・相談役)

第7条 連絡会に顧問・相談役を置くことができる。

- 2 顧問・相談役は、会長が委嘱する。
- 3 顧問・相談役の任期は、1年とする。ただし、再任は、妨げない。
- 4 顧問・相談役は、連絡会の取組に関する重要な事項について、会長の要請に応じ、助言を行う。

(総 会)

第8条 連絡会の総会は、会長が招集する。

2 連絡会は、原則として年1回報告会を開催する。この報告会を総会と称する。

(事務局)

第9条 連絡会の事務局は、京都市教育委員会生涯学習部に置く。

(委 任)

第10条 この規定に定めるもののほか、連絡会に必要な事項については会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成15年10月3日から施行する。

附 則

1 この規約の一部を令和3年11月24日に改正し、令和4年4月1日から施行する。